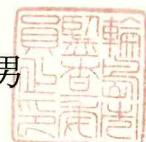


輪島市監査公表第16号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成29年11月16日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成29年11月8日（水） 健康推進課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 漆谷 豊和

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成29年度監査資料（平成29年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成28年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○担当職員からの説明の聴取により、市民の健康推進、長寿支援、介護保険、地域包括支援等多岐多様の業務を兼務職員が多い中、課内が意思疎通を図り一丸となり業務内容を工夫しながら施策を展開していることが伺える。高齢化社会が進んでいく中、介護予防・支援事業においては、様々な事業を展開されているが事業の実施内容について広報等でさらに周知するとともに、その事業の実施が市民の生涯にわたる介護予防や相談支援及び健康維持に効果的につながるよう、より一層の努力を願いたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。